

# 大船渡駅周辺地区 防潮堤利用ガイドライン

〈初版〉

令和6年3月  
岩手県大船渡市

## 1. はじめに

大船渡駅周辺地区については、まちづくり会社をはじめ、住民や事業者が主体となって様々なにぎわい創出の活動が行われており、道路や都市公園、防潮堤などの公共空間を利用した試みも数多く実施されています。

一方、大船渡駅周辺地区の景観については、大船渡市都市計画マスタープラン及び大船渡駅周辺地区まちづくりランドデザイン（以下「ランドデザイン」という。）に基づき、地区整備の方針を定め、海と山を抱える恵まれた自然景観と調和した街並みの形成や、穏やかに暮らせる住環境の誘導を図っています。

また、大船渡駅周辺地区のみなと公園には、東日本大震災で亡くなられた方に対する深い追悼を表すため、追悼施設が整備されています。

本ガイドラインは、このような状況を踏まえ、価値観の多様性を尊重しながら、住民や事業者による主体的で自立したまちづくりが円滑に進められるよう、大船渡駅周辺地区における防潮堤利用についての考え方や一定の条件をまとめたものです。

## 2. 大船渡駅周辺地区が目指す姿

### (1) まちづくりの取組

大船渡駅周辺地区では、ランドデザインに基づき、まちづくりの目標として広域商業業務拠点の形成、観光と交流の拠点としての機能の強化を図るとともに、安全性と利便性の高い住環境の整備によって、にぎわいと活力にあふれる、魅力ある中心市街地としていくこととしています。

この目標をもとに、次のとおり将来都市像を掲げています。

#### ○大船渡駅周辺地区の将来都市像

- ・ 津波に対して、いざという時も命を守り、都市機能を維持できるまち
- ・ 気仙地域の商業業務の中心地、大船渡市の産業・経済を担う中心地として、震災前よりも高質で持続性のあるまち
- ・ 幹線道路、鉄道などの交通機能の向上による、広域的なアクセス性の高いまち
- ・ 海と山を抱える恵まれた自然景観を活用した、個性ある美しいまち
- ・ 環境への負荷の少ない、地球にやさしいまち
- ・ 子どもたちが健やかに育ち、高齢になっても自立して生活することのできるまち

また、住民や事業者が主体となり、まちを訪れる人々との交流・連帯を得て、継続したまちづくりを推進し、協働で「まちを育てる」仕組みを作り、取組を進めています。

### 大船渡駅周辺地区の「まち育て」の取組 (エリアマネジメント)

○まちづくりの主体は住民、地権者、事業者  
(まちを訪れる人々との交流・連帯)

○市は地域の主体的な取組に協力・支援

#### まちの環境の維持・向上、価値ある地域の形成

- 津波からの安全性の維持
  - 商業業務の中心地としての発展、活力の増進、にぎわい創出
  - 良好で愛着ある住環境の向上
  - 自然景観の保全と街並み景観の向上
  - 良好なコミュニティの育成とまちづくりの人材育成
  - 地域文化の継承
- 等

津波復興拠点のまちづくり

商業業務地のまちづくり

住宅地のまちづくり

## (2) 景観形成

ランドデザインでは、海と山を抱える恵まれた自然景観を活用した個性ある美しいまちの形成に向け、次のとおり景観形成の方針を定めています。

### ○ 海や山を抱える恵まれた自然景観と調和した街並みづくり

#### 【自然景観や眺望を意識した景観形成】

- ・ 地区の背景となる飛定地山や氷上山の山並みや海、須崎川など自然景観と調和し、かつ、地区の背後の高台からのビューポイント、寄港する客船や対岸からの眺望を意識した、昼も夜も美しい街並み形成を図ります。

#### 【新たな公共施設を核とした景観形成】

- ・ 須崎川沿いの桜並木整備、土地区画整理事業で整備される公園や植樹帯のある道路等を景観の核として位置づけ、緑豊かな街並み形成を図ります。

### ○ みなとまちの魅力の創造

#### 【個性ある景観形成】

- ・ 港を中心に発展したまちの歴史を伝え、新しい個性となる街並み景観を創造します。

#### 【景観形成をけん引する津波復興拠点の整備】

- ・ 津波復興拠点区域内に整備される行政施設、駅、広場等を街並みづくりをけん引する景観資源として位置づけるとともに、景観形成に向けたルールづくりにより、大船渡らしい商業業務地の街並み形成を図ります。

## 3. 対象となる防潮堤の範囲

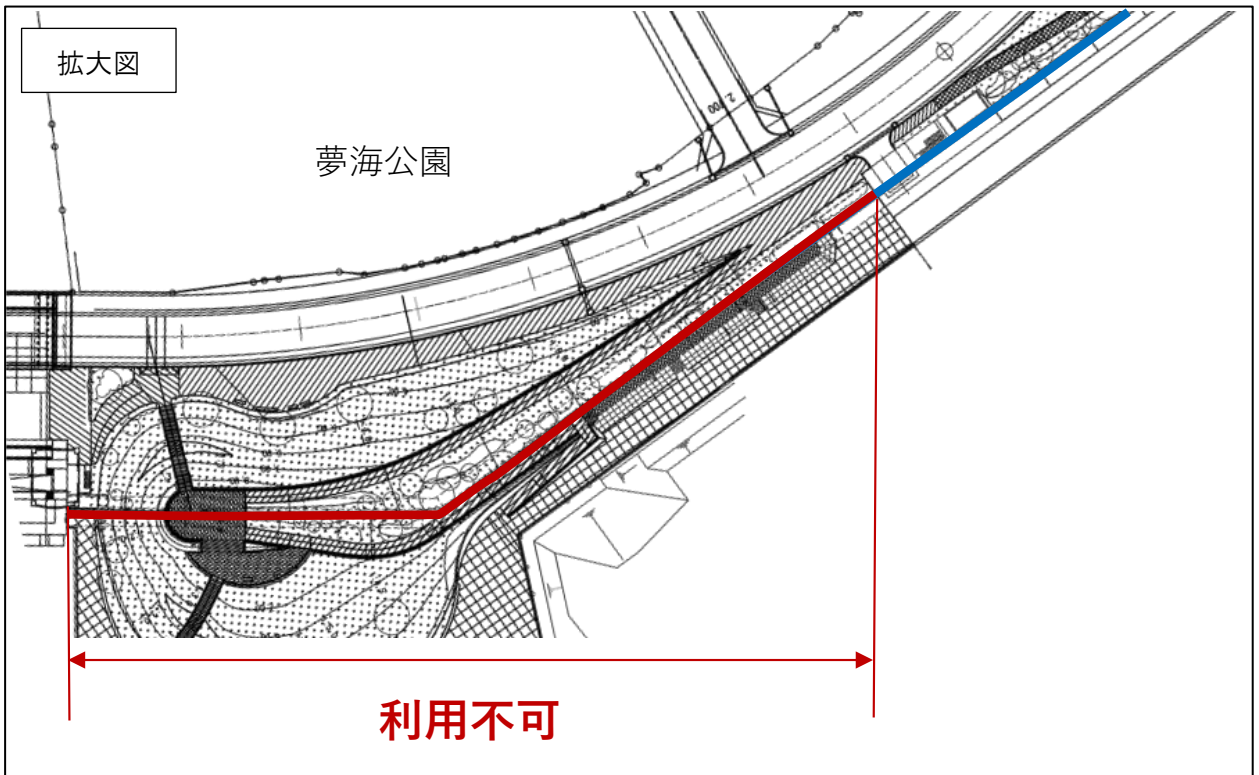
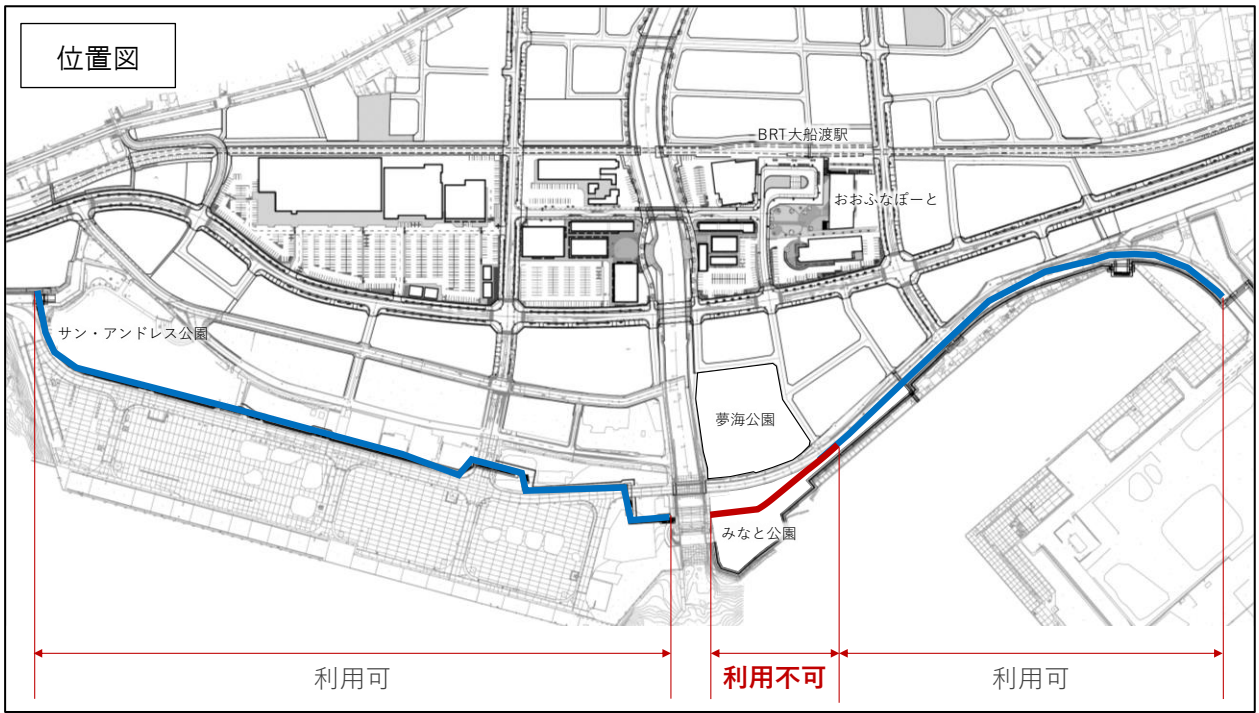
本ガイドラインで対象とする防潮堤については、岩手県県土整備部が所管する大船渡港海岸茶屋前及び野々田地区とします（次図参照。）。

また、大船渡市東日本大震災追悼施設の整備方針を尊重し、震災で亡くなられた方に対する深い追悼を妨げることのないよう、利用可能な範囲を定めることとしました。

みなと公園展望台へつながるスロープ部分については、追悼施設のほか津波の高さが分かるサインなどが整備されていることから、夢海公園北側にある陸閘から須崎川水門までの防潮堤については利用不可とし、展示や貼付けの利用を控えていただくこととします。

### ○大船渡市東日本大震災追悼施設整備方針（令和5年4月策定）より抜粋

- ・ 震災で亡くなられた市民に対する深い追悼のため
- ・ 震災の記憶を決して風化させることなく未来への教訓とし、今後の災害に備える意識啓発を図るため
- ・ 震災を乗り越え復興した想いを伝えるため



【追悼施設の設置イメージ図】

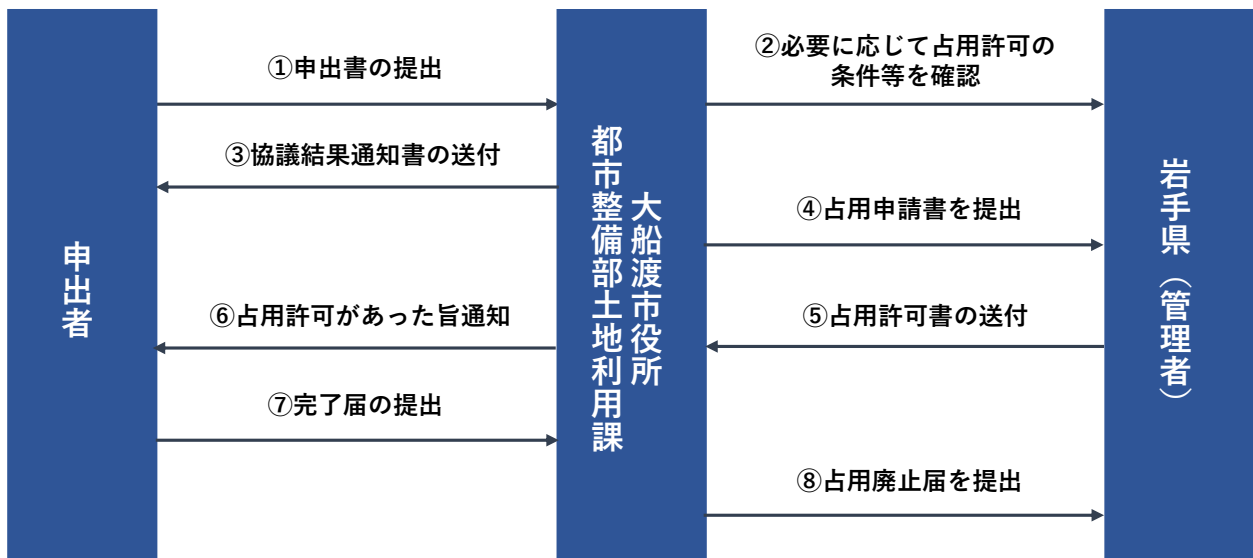


## 4. 手続の流れと利用に関する条件

### (1) 手続の流れ

最初に、本ガイドラインの内容を理解いただいた上で、市へ大船渡駅周辺地区の防潮堤の利用に係る協議申出書（以下「申出書」という。）を提出してください。

市は、本ガイドラインに基づき、申出書の提出があった順に防潮堤管理者である岩手県への占有申請を行うかどうかを判断します。



### (2) 利用に関する条件

大船渡駅周辺地区におけるまちづくりの取組とみなと公園に設置されている追悼施設の整備方針を踏まえた上で、次の条件を全て満たす必要があります。

申出書とともにチェックリスト等を市へ提出の上、承認を得てください。

なお、各種法令等に基づくその他必要な手続については、申出者が行ってください。

| 項目   | No. | 条件  |
|------|-----|---|
| 前提条件 | 1   | 各種法令等を遵守していること。                                       |
|      | 2   | 公共物を利用することをふまえ、企画の目的や内容が公益に資するものであること。                |
| 景観   | 3   | 自然景観や街並みとの調和を図ること（※1）。                                |
|      | 4   | 点滅式及び動く光源の看板・広告物等を設置しないこと。また、設置物に蛍光色を用いないこと。          |
| 合意形成 | 5   | 防潮堤の利用期間等が他の利用希望者と重複する場合は、利用範囲及びスケジュールについて調整すること（※2）。 |
|      | 6   | 設置物等に係る安全対策に関して地域での体制が構築されていること。                      |
|      | 7   | 企画について、大船渡地区公民館長及び大船渡駅周辺地区の地域公民館長へ説明すること。             |
|      | 8   | 企画について、都市再生推進法人（※3）である㈱キャッセン大船渡の共催又は後援があること。          |
| 期間   | 9   | 利用期間は1年以内であること。                                       |

|         |    |  |
|---------|----|--|
| 設置場所・方法 | 10 | 防潮堤のうち、利用不可の範囲については利用しないこと。                            |
|         | 11 | 占用物件を防潮堤に設置する場合、本設置前にコンクリートへ影響がないことを確認すること。            |
|         | 12 | 直接のペイントや穴あけはせず、着脱可能な構造であること。                           |
|         | 13 | 目地にかからないようにすること。                                       |
|         | 14 | 水門・陸閘の扉体にかからないようにすること。                                 |
|         | 15 | 巡視点検や地震等による臨時点検を考慮し、設置面積は防潮堤の1スパン（目地間）のうち概ね50%以内であること。 |
|         | 16 | 巡視点検を考慮し、目地・地盤面・天端から概ね0.5mの範囲に設置しないこと。                 |
| 苦情・事故対応 | 17 | 利用期間中に苦情があった場合や防潮堤等に汚損・損傷があった場合は、申出者が責任を持って対応すること。     |
|         | 18 | 利用期間中の設置物に起因する事故については、申出者の責任において対応すること。                |
| 緊急対応    | 19 | 施設管理者が行う臨時点検等の維持管理行為（地震時の臨時点検等）に申出者が責任を持って対応すること       |
| 安全対策    | 20 | 設置するものの施工及び撤去工に関し十分な安全対策を行うこと。                         |
| その他     | 21 | 反社会的勢力でないことを確約すること。                                    |

※1 企画の内容については、大船渡市と(株)キャッセン大船渡の間で適格性を協議の上、必要に応じて有識者の意見を聴取することがあります。

※2 利用希望者が複数いる場合は、市が連絡先の共有を行います。

※3 都市再生推進法人とは、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っているまちづくり団体に対して、市町村が都市再生特別措置法に基づき、公的な位置づけを与えた法人です。市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちづくりのコーディネーター及びまちづくり活動の推進主体としての役割を果たすものです。

### (3) 申出に係る書類

防潮堤を利用する日の30日前に次の書類を提出してください。

市は、必要書類が整ったのち協議申出書を受付します。

| No. | 必要書類                | 備考   |
|-----|---------------------|--|
| 1   | 協議申出書               | 様式第1号  |
| 2   | 企画に関する資料            | 企画内容、スケジュール等が分かるもの                           |
| 3   | 位置図                 | 設置する箇所、延長が分かるもの                              |
| 4   | 立面図                 | 設置イメージ図、設置するもののサイズが分かるもの                     |
| 5   | 設置する物件に関する資料        | 素材、デザイン、施工方法が分かるもの                           |
| 6   | チェックリスト             | 様式第2号  |
| 7   | 利用希望者間の協議結果報告書      | 様式第3号  |
| 8   | 反社会的勢力でないこと等に関する確約書 | 様式第4号  |
| 9   | その他必要書類             | 住民や事業者等との合意状況が分かるもの、利用期間中の管理方法や事故の対応に関するものなど |



#### (4) 協議結果の通知

本ガイドラインに適合しているか確認した後、申出者へ協議結果通知書（様式第5号）を送付します。

#### (5) 利用が終わったら

防潮堤は、今後長期にわたって生活者の生命と財産を守る大切なものです。

防潮堤へ設置したものの撤去については、防潮堤に破損や汚損がないよう丁寧に行い、汚れがあった場合は、清掃しましょう。

また、施工方法によっては、撤去するのに時間がかかる場合があります。撤去作業についても利用期間に含まれますので、安全かつ計画的に進めましょう。

撤去後は、利用期間中の写真と撤去後の写真を添付の上、速やかに次の書類を市へ提出してください。

| No. | 必要書類          | 備考    |
|-----|---------------|-------|
| 1   | 撤去完了届         | 様式第6号 |
| 2   | 撤去前後の様子が分かる写真 |       |
| 3   | その他必要な書類      |       |

#### (6) 免責について

市は、自然災害や防潮堤の点検による設置物の破損及び撤去後の設置物に起因する防潮堤の汚損・破損等について、一切責任を負いません。

#### (7) その他

施工方法等、本ガイドラインに記載のないことで、管理者である岩手県の判断を要する場合は、都度協議することとします。

また、虚偽の申出その他不正な行為があった場合は、管理者の判断により撤去を命じられる場合があります。

大船渡市長 様

申出者 住 所  
氏 名  
電話番号

## 協議申出書

大船渡駅周辺地区防潮堤利用ガイドラインに基づき、関係書類を添えて、次のとおり協議を申し出ます。

## 1 事業名

2 利用期間 着手予定日 年 月 日 ～ 完了予定日 年 月 日

## 3 添付資料

| No. | 必要書類                    | 備考   |
|-----|-------------------------|--|
| 1   | 協議申出書                   | 様式第1号  |
| 2   | 企画に関する資料                | 企画内容、スケジュール等が分かるもの                           |
| 3   | 位置図                     | 設置する箇所、延長が分かるもの                              |
| 4   | 立面図                     | 設置イメージ図、設置するもののサイズが分かるもの                     |
| 5   | 設置する物件に関する資料            | 素材、デザイン、施工方法が分かるもの                           |
| 6   | チェックリスト                 | 様式第2号  |
| 7   | 利用希望者間の協議結果報告書          | 様式第3号  |
| 8   | 反社会的勢力でないこと等に関する<br>確約書 | 様式第4号  |
| 9   | その他必要書類                 | 住民や事業者等との合意状況が分かるもの、利用期間中の管理方法や事故の対応に関するものなど |

## チェックリスト

| 項目          | No. | 条件   | チェック                     |
|-------------|-----|--|--------------------------|
| 前提条件        | 1   | 各種法令等を遵守していること。  | <input type="checkbox"/> |
|             | 2   | 公共物を利用することをふまえ、企画の目的や内容が公益に資するものであること。                 | <input type="checkbox"/> |
| 景観          | 3   | 自然景観や街並みとの調和を図ること。                                     | <input type="checkbox"/> |
|             | 4   | 点滅式及び動く光源の看板・広告物等を設置しないこと。また、設置物に蛍光色を用いないこと。           | <input type="checkbox"/> |
| 合意形成        | 5   | 防潮堤の利用期間等が他の利用希望者と重複する場合は、利用範囲及びスケジュールについて調整すること。      | <input type="checkbox"/> |
|             | 6   | 設置物等に係る安全対策に関して地域での体制が構築されていること。                       | <input type="checkbox"/> |
|             | 7   | 企画について、大船渡地区公民館長及び大船渡駅周辺地区の地域公民館長へ説明すること。              | <input type="checkbox"/> |
|             | 8   | 企画について、都市再生推進法人である㈱キャッセン大船渡の共催又は後援があること。               | <input type="checkbox"/> |
| 期間          | 9   | 利用期間は1年以内であること。  | <input type="checkbox"/> |
| 設置場所・<br>方法 | 10  | 防潮堤のうち、利用不可の範囲については利用しないこと。                            | <input type="checkbox"/> |
|             | 11  | 占用物件を防潮堤に設置する場合、本設置前にコンクリートへ影響がないことを確認すること。            | <input type="checkbox"/> |
|             | 12  | 直接のペイントや穴あけはせず、着脱可能な構造であること。                           | <input type="checkbox"/> |
|             | 13  | 目地にかからないようにすること。                                       | <input type="checkbox"/> |
|             | 14  | 水門・陸閘の扉体にかからないようにすること。                                 | <input type="checkbox"/> |
|             | 15  | 巡視点検や地震等による臨時点検を考慮し、設置面積は防潮堤の1スパン（目地間）のうち概ね50%以内であること。 | <input type="checkbox"/> |
|             | 16  | 巡視点検を考慮し、目地・地盤面・天端から概ね0.5mの範囲に設置しないこと。                 | <input type="checkbox"/> |
| 苦情・事故<br>対応 | 17  | 利用期間中に苦情があった場合や防潮堤等に汚損・損傷があった場合は、申出者が責任を持って対応すること。     | <input type="checkbox"/> |
|             | 18  | 利用期間中の設置物に起因する事故については、申出者の責任において対応すること。                | <input type="checkbox"/> |
| 緊急対応        | 19  | 施設管理者が行う臨時点検等の維持管理行為（地震時の臨時点検等）に申出者が責任を持って対応すること。      | <input type="checkbox"/> |
| 安全対策        | 20  | 設置するものの施工及び撤去工に関し十分な安全対策を行うこと。                         | <input type="checkbox"/> |
| その他         | 21  | 反社会的勢力でないことを確約すること。                                    | <input type="checkbox"/> |

大船渡市長 様

申出者 住 所  
氏 名  
電話番号

利用希望者間の協議結果報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 協議が完了した日
- 2 協議内容

年 月 日

大船渡市長 様

申出者 住 所  
氏 名  
電話番号

反社会的勢力でないこと等に関する確約書

- 1 申出者は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業
  - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は、特殊知能暴力集団等
  - (7) その他前各号に準ずる者
- 2 申出者は、現在及び将来にわたって、前項の反社会的勢力又は、反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。
  - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 申出者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 協議及び取引等に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて大船渡市の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 申出者は、利用者の下請、再委託（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。また、資材、原材料の購入契約その他の契約先を含む。以下同じ。）又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方（以下、「下請、再委託先等」という。）が第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項各号に該当しないことを表明、確約します。
- 5 申出者は、利用者の下請、再委託先等が前項に該当することが、契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとることを表明、確約します。
- 6 申出者は、利用者（下請、再委託先等を含む）が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否、又は下請、再委託先等をして、これを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を大船渡市に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うことを表明、確約します。
- 7 申出者は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで大船渡駅周辺地区の防潮堤の利用に係る協議の中止または防潮堤の占用が取り消されても一切の異義を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約します。

様

大船渡市長

協議結果通知書

年 月 日付けで申出のあった協議結果について、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業名
- 2 占用申請の可否
- 3 理由

大船渡市長 様

申出者 住 所  
氏 名  
電話番号

撤去完了届

年 月 日付け第 号で協議結果通知のあった下記事業については、撤去が完了しましたので、お届けします。

記

1 事業名

2 利用期間 着手日 年 月 日 ~ 完了日 年 月 日

3 事業効果等

4 写真